

社会福祉法人もくば会

身体拘束等適正化指針

ともに生きともに創る

令和4年4月

社会福祉法人もくば会

# 目次

1. 理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
2. 身体的拘束の適正化に関する基本的な考え方・・・・・・・・P.1～3
  - (1) 根拠となる法律
  - (2) 緊急・やむを得ない場合の例外3要件
  - (3) 日常的ケアにおける留意事項
  - (4) 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為
  - (5) 身体拘束がもたらす弊害
3. 身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制・・・・・・・・P.3～4
  - (1) 身体拘束廃止に向けた体制
  - (2) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割
4. 身体的拘束等の適正化の為の職場研修に関する基本方針・・・・・・・・P.4
5. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針・・・・・・・・P.4～6
  - a. 慎重な手続きと対応
    - (1) カンファレンスの実施
    - (2) 利用者本人や家族に対する説明
    - (3) 記録と再検討
    - (4) 拘束の解除
  - b. 慎重な手続きと対応【緊急または突発時】
    - (1) 身体的拘束実施
    - (2) カンファレンスの実施
    - (3) 利用者本人や家族に対する説明
    - (4) 拘束の解除
6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針・・・・・・・・P.6
7. 附則
8. フローチャート・・・・・・・・P.7
9. 別紙様式1（緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書及び同意書）・・・・ P.8  
別紙様式2（緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録）・・・・ P.9

# 身体的拘束等適正化のための指針

## 1. 理念

わたしたちは、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないために、誠心誠意取り組みます。

## 2. 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体的拘束は、利用者の活動を制限し、自由をも抑制するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻んでしまいます。

社会福祉法人もくば会の職員である私達は、身体的拘束を安易に正当化せず

「身体的拘束廃止に向けて、最大限の努力を行います」

「自信をもって提供できるサービスを目指し、組織をあげて身体的拘束廃止に取り組みます」

「利用者の気持ちに寄り添い、人権を尊重し、身体的・精神的弊害を理解したうえ“ともに生き・ともに創る”を常に意識し、身体的拘束をしない支援の実施を心がけます」

### 2-（1） 根拠となる法律

- ① 障害者総合支援法（障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律）
- ② 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）
- ③ 児童福祉法

### 2-（2） 緊急・やむを得ない場合の例外 3 要件

- ・切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ・非代替性：身体的拘束そのほかの行動制限を行う以外に代替える看護・介護方法がない。
- ・一時性：身体的拘束そのほかの行動制限が一時的である。

## 2- (3) 日常的ケアにおける留意事項

・身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努めます。

## 2- (4) 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

・介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子やイス、ベッドに体幹四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人に対し、立ち上がりを防げるようなイスを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

引用) 厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」

## 2- (5) 身体的拘束がもたらす弊害

- 1) 身体的弊害…関節の拘縮、筋力低下、身体機能の低下や圧迫部位に褥瘡の発生  
食欲の低下、心肺機能、感染症への抵抗力の低下。  
抑制具による転倒、転落等の事故や、拘束具による窒息等の事故。
- 2) 精神的弊害…意思に反して行動を抑制されることによる屈辱、あきらめ  
怒り等。  
⇒精神的苦痛、尊厳の侵害。  
家族への精神的ダメージ。  
⇒(事業所を)利用させた事に対する罪悪感、怒り、後悔。  
安易な拘束が常態化することによる職員の士気、対応スキルの  
低下。  
⇒指導力の質の低下。
- 3) 社会的弊害…事業所に対する社会的な不信、偏見。

## 3. 身体的拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

### 3- (1) 身体的拘束廃止に向けた体制

社会福祉法人もくば会では、身体的拘束を適正化することを目的として  
身体拘束適正化検討委員会を設置します。

#### 設置目的

- ・利用者の身体的拘束廃止に向けての現状把握。
- ・身体的拘束を実施せざるを得ない場合の臨時の検討及び手続き。
- ・身体的拘束を実施した場合の解除の検討。
- ・身体的拘束廃止に関する職員全体への指導。

#### 設置内容

- ・定期的な委員会の開催(2 か月に 1 回)その他、必要時には随時開催します。
- ・事業所内会議にて、月 1 回周知し、意識の向上に努めます。

### 3- (2) 身体的拘束廃止に向けた各職種の役割

身体的拘束廃止に向け、各職種の専門性のアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれが果たすべき役割に責任をもって対応します。

- 管理者
- サービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者
- 相談支援専門員
- 看護師
- 理学療法士、作業療法士
- 管理栄養士
- 身体的拘束適正化検討委員会
- 各事業所職員

### 4. 身体的拘束等の適正化の為に職場研修に関する基本方針

法人内、支援に携わるすべての職員に対して、人権を尊重して適正化に向けた基礎的内容や知識等を啓発することを目的とした研修を実施します。

- ① 定期的な研修（年1回）の実施。
- ② 新任職員・転入職員に対する身体拘束等適正化に関する研修の実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。

### 5. 身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束を行わないことが原則ではあるが、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件をすべて満たした上で以下の手続きを行います。

#### a. 慎重な手続きと対応

##### a- (1) カンファレンスの実施

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかは、身体拘束適正化検討委員会を開催し、各事業所の管理者または担当者が集まり、3つの要件をすべて満たしているか検討します。

職員個人での判断では行いません。

身体的拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間などについて検討し、利用者、家族に対する説明書を作成します。  
また、廃止にむけた取り組み改善の検討会を早急に実施します。

a- (2) 利用者本人や家族に対しての説明

利用者本人や家族に対しては、身体的拘束の内容、目的、拘束時間、時間帯期間などを丁寧に詳細に説明し、十分な理解が得られるようにします。  
また、身体的拘束の同意期間を超え、拘束時間を延長する必要がある場合には、事前に契約者・家族等と行っている拘束内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

a- (3) 記録と再検討

法律上、身体的拘束に関する記録は義務付けられており「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書及び同意書」にその態様及び時間、心身の状況、やむを得なかった理由を記録します。  
身体的拘束等を行わないサービスを提供していくために、拘束の必要性や方法等を再検討します。

様式①②を別紙参照

a- (4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体的拘束を解除します。  
その場合は、契約者、家族に報告します。

b. 慎重な手続きと対応【緊急または突発時】

b- (1) 身体的拘束実施

「突発的または緊急やむを得ない場合」に該当した場合は、状況判断で実施をします。

b- (2) カンファレンスの実施

拘束を行った場合は、事業所の管理者、サービス管理責任者、担当者らが集まり「状況、方法、場所、時間、理由」などについて検討を行います。  
様式②を基に記録を作成し、利用者、ご家族に早急に説明を行います。

b- (3) 利用者本人や家族に対する説明

利用者本人や家族に対しては、身体的拘束の内容、目的、拘束時間、時間帯、期間などを丁寧に詳細に説明し、十分な理解が得られるようにします。また、身体的拘束の同意期間を超え、拘束時間を延長する必要がある場合には、事前に契約者・家族等と行っている拘束内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

b- (4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除します。  
その場合は、契約者、家族に報告します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

本指針は、利用者、家族の求めに応じていつでも閲覧できるように各事業所に掲示するとともに、もくば会ホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

7. 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行します。

8. フローチャート

9. 別紙様式① 緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書及び同意書  
別紙様式② 緊急やむを得ない身体的拘束に関する経過観察・再検討記録



# 身体的拘束廃止 フローチャート

